

情報公開・個人情報保護審議会

第5回特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成27年8月27日(木) 午後5時45分～7時45分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 28会議室

3 出席者：

(1) 部会委員

多賀谷一照部会長、稲垣総一郎委員、藤谷護人委員

(2) オブザーバー委員

内山洋委員、中原秀治委員

(3) 事務局

金森政策法務課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(4) 実施機関

(健康保険課)

大木健康保険課課長補佐、安藤同課主査、松木同課主査、芦川同課主任主事、水間同課主事、梶原同課主事

(保健福祉総務課)

大川保健福祉総務課主査、坂入同課主任主事、米満同課主任主事

(高齢福祉課)

鳩川高齢福祉課長、齋藤同課主査、小室同課主任主事

(介護保険課)

渋谷介護保険課課長補佐、大須賀同課主査

(区政推進課)

時田区政推進課長、林同課主事

(業務改革推進課)

小林業務改革推進課主査、豊田同課主任主事

(情報システム課)

吉田情報システム課主査、渡辺同課主任主事

4 議 事：

(1) 全項目評価書の第三者点検について

ア (新) 福祉システム (後期高齢者医療事務)

イ 新国民健康保険システム (国民健康保険に関する事務)

ウ 国民年金システム (国民年金に関する事務)

エ 介護保険システム (介護保険に関する事務)

(2) その他

5 議事の概要：

(1) 全項目評価書の第三者点検について

全項目評価書について、実施機関から説明を受けて、意見交換をした。

(2) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 先ほどの第16回情報公開・個人情報保護審議会(全体会)に続きまして、第5回特定個人情報保護評価部会ご出席をいただき、ありがとうございます。

この会議は、先ほどの審議会(全体会)と異なり、非公開で行われる会議です。

それでは、多賀谷部会長さん、よろしく申し上げます。

(多賀谷部会長) それでは、第5回特定個人情報保護評価部会を開催します。

部会委員、全員出席であります。また、本日、内山委員、中原委員におかれましては、ご希望がありましたので、オブザーバーとして出席していただいております。

◆議事(1) 全項目評価書の第三者点検について

(多賀谷部会長) それでは、まず議事(1)全項目評価書の第三者点検を議題とします。事務局から、ご説明をお願いします。

【事務局の説明】

(金森市政情報室長) まず資料の確認をお願いします。

資料1は、先ほどの審議会(全体会)でも使いました「特定個人情報保護評価スケジュール」です。

資料2は、「部会委員からの質問事項について(第4回保護評価部会)」で、前回の第4回保護評価部会の中でいただいた質問について、取りまとめたものです。

資料3は、「3-1」から「3-4」まで4つありますが、本日、ご審議いただく全項目評価書です。

まず、資料1「特定個人情報保護評価スケジュールについて」を、ご説明します。

平成27年度は、審議スケジュールを3つのグループに分けて、全項目評価を行います。本日の審議については、2つ目のグループの「(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)」、「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」、「国民年金システム(国民年金に関する事務)」、「介護保険システム(介護保険に関する事務)」の4つの事務をご審議いただきます。

なお、3つ目のグループの「住民記録システム(住民基本台帳に関する事務)」につきましては、当初は、2つ目のグループと併せてご審議をいただく予定となっていました。しかし、国からマイナンバーの通知や、個人番号カード、住民異動に関する住民基本台帳事務に係る事務処理等が正式に示されていないということ、また「住民記録システム」のマイナンバー制度対応部分の仕様や「住民記録システム」を中核に連動して事務を行う、平成29年1月に導入予定の「総合窓口」の仕組みとの整合性を確認するために時間が必要となったため、前回の第4回保護評価部会でご説明したスケジュールから変更させていただいております。

スケジュールの説明については、以上です。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) 何かご質問はありますか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、所管課から評価書のご説明をお願いしたいと思います。

4つのシステム(事務)がありますが、アの「(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)」から、エの「介護保険システム(介護保険に関する事務)」まで、すべての事務の評価書をご説明していただき、質疑や審議につきましては、各所管課からの説明がすべて終わった後に、まとめて行いたいと思います。

【実施機関の説明】

◆(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)

(大木健康保険課課長補佐) 健康保険課の大木と申します。

それでは、アの「(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)の全項目評価書」について、ご説明します。後期高齢者医療事務につきましては、先ほどの審議会(全体会)にお

いて、(旧)福祉システムでご説明しましたので、(旧)福祉システムと(新)福祉システムの変更点を中心にご説明させていただきます。

その後、前回の第4回保護評価部会の中でいただいた質問の回答をさせていただきます。まず、変更点についてご説明します。

資料3-1「全項目評価書(後期高齢者医療事務)」をご覧ください。

4ページの「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の「システム1」について、従前の「福祉総合情報システム」から、新しいシステムの「福祉システム」へ変更となるものです。後期高齢者医療事務の内容に変更はございませんが、システムで行う事業事務の内容が変更されております。

新しいシステムでは、介護、税、住基情報といった別のシステムが業務共通システムに繋がりまして、情報が集約されることとなります。福祉システムはこの業務共通システムと接続するため、従前のように他のシステムと個別に接続する数が少なくなる予定です。

また、広域連合のシステムである「標準システム」について、今までは専用線で接続しておりましたが、新システムでは電子記録媒体による連携となるため、データのやり取りはこれまでどおり発生しますが、物理的な接続は行わない予定です。

5ページの「システム2」について、システムの名称は、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)」です。

「③他のシステムとの接続」欄について、従前は「福祉総合情報システムと接続」という表記がありましたが、新しいシステムでは、連携は行いませんので削除しております。

これに伴いまして、7ページ以降の「(別添2)事務の内容」の図表の所も修正しております。具体的には、庁内の他のシステムから情報提供を受ける場合は、システム間に業務共通システムを挟んでおります。また、標準システムの窓口端末と福祉システムの間は、従前は、専用線で業務を行っていましたが、新しいシステムでは、電子記録媒体に変更しました。便宜上CDのイラストを記載していますが、電子記録媒体と代表してCDのイラストを記載しております。

(藤谷委員) 話の途中ですが、業務共通システムは、7ページの図表の中の網掛けの枠内の図のことを言っているのですか。

(大木健康保険課課長補佐) はい。福祉システムの右側が業務共通システム、左側が標準システムの窓口端末です。福祉システムと窓口端末の間に記載されているCDのイラストの部分ですが、従前のシステムでは専用線で繋がっていましたので、CDのイラストを記載しておりませんでした。

(藤谷委員) 3枚のCDのイラストの部分ですね。

(大木健康保険課課長補佐) はい。

(多賀谷部会長) リアルタイムでの送信でなくても良いということですか。

(大木健康保険課課長補佐) はい。電子記録媒体を使って、1日単位で更新します。

(多賀谷部会長) 分かりました。

(大木健康保険課課長補佐) 続きまして、15ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託」をご覧ください。新しいシステムの導入に伴いまして、「委託事項1」の千葉県福祉システム開発保守サービス契約に変更がございます。まずは、システムの開発、保守、運用に関する委託先が変更となりました。また、従前は、再委託を行っていましたが、新しいシステムでは、再委託は行いません。

次に、16ページの「委託事項2」のホスティングサービスの利用(データセンター)をご覧ください。「①委託内容」欄について、従前のシステムでは、サーバー及びデータセンター機能及びバックアップデータの遠隔地保管について、それぞれ別の会社に委託しておりました。新しいシステムでは、この2つの業務を1つの会社に委託する予定です。なお、こちらにつきましても再委託は行わない予定です。

(旧)福祉システムから(新)福祉システムへの大きな変更点は以上でございます。

続きまして、資料2「部会委員からの質問事項について(第4回保護評価部会)」をご覧ください。これは、前回の第4回保護評価部会の中でいただいた質問について、取りまとめたものです。

まず1点目の「1 再委託の必要性について」です。

現在、再委託をしている再委託先について、その必要性について確認すること。また、今後、新たに再委託をする場合は、その確認を慎重に行うこと。原則として再委託は禁止であることを考えれば、再委託をすれば安くできるからというだけでは、再委託は認めてはいけません。というご指摘でございました。

回答でございます。

委託先の契約は5年ごとに行っており、前は平成24年度に行いました。公募型で業者を募集した際、募集対象を1社ではなく、再委託先も含めた集合体と契約できる内容でした。再委託先の必要性については、その契約時にどのような再委託が必要かを検討したうえで委託先と契約を結ぶため、再委託は妥当であります。

なお、週に1度、委託業者をすべて集めた報告会を開き、業務内容を報告させることで、委託業務内容を管理しております。

次に、2点目の「2 委託先、再委託先の社員の作業場所について」です。

委託先、再委託先の社員が作業を行う場合、広域連合の施設内や、広域連合が契約しているデータセンターに来て作業を行うのか、あるいは、社内にデータを持ち帰って作業をするのか確認をすること。外部へデータを持ち出すということになると、リスクは大きくなる可能性がある。というご指摘でございました。

回答でございます。

5つほどの委託のうち、1つは広域連合の職員と同じ作業場、これは広域連合の中に資格保険課、給付管理課という課がありますが、こちらでデータ抽出の補助等の業務に携わっております。

それ以外の業務については、データセンター内、委託先・再委託先の会社内が作業場所となる。委託先の作業場所がデータセンター内、外部会社内となる場合、年に数回、職員が現地に赴きセキュリティ監査を行っております。

次に3点目の「3 サーバーの設置場所について」です。

広域連合のサーバーは、広域連合の施設の中にあるのか、あるいは、データセンターにあるのか。データセンターにある場合、データセンターとの契約関係はどうなっているのか、という質問です。

回答でございます。

国保連合会経由で契約した保守業務の外部委託により、広域連合の施設外、千葉県内にデータセンターを設置している。なお、データセンターへは年に2回、広域連合の職員が現地でセキュリティ監査を行っております。

最後に、4点目の「セキュリティ監査を行う職員について」です。

委託先、再委託先に対して、広域連合の職員によるセキュリティ監査を年に一回行っている、とのことであるが、その職員はセキュリティについて十分な知識を持っているのか。また、どんな監査をしているのか、という質問です。

回答でございます。

広域連合は、2年に1度、外部機関によるセキュリティ監査を受けています。

この監査を受けることによって、広域連合の職員は、監査を行うための十分な知識を取得しています。

なお、委託先、再委託先が広域連合の情報セキュリティポリシーを順守しているかの確認については、年1回の定期監査のほか、必要に応じて行っております。

(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)の説明は、以上でございます。

◆新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)

(大木健康保険課課長補佐)引き続き、この「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」について、ご説明します。

資料の3-2「全項目評価書(国民健康保険に関する事務)」をご覧ください。

3ページの「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「①事務の名称」にありま

す「国民健康保険に関する事務」についてです。日本は国民皆保険ということで、すべての国民が何らかの医療保険に入るといった仕組みになっております。

市町村及び特別区は、国民健康保険法第3条に基づき、国民健康保険を行うものとされており、市町村に住所を有する者は、基本的には、その市町村の国民健康保険の被保険者になるという仕組みで、その中で、適用除外規定がございまして、他の公的医療保険に加入している人、あるいは生活保護を受けている人は国民健康保険に加入しなくともよいという形で、結果的にすべての人を公的医療保険でカバーする仕組みになっております。

市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行う。また、被保険者の属する世帯の世帯主に対しましては、国民健康保険に係る種々の届出、あるいは国民健康保険料の納付、その世帯に対する保険料の納付義務を課しているという仕組みになっております。

千葉市は、千葉市国民健康保険の保険者として番号法の規定に基づきまして、特定個人情報を用いて以下の事務で取り扱うものとしたし、また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行うものとしたし、

事務の内容ですが、大きく分けて「資格関連事務」、「賦課関連事務」、「収納関連事務」、「給付関連事務」の4つに分かれております。全部で22項目ほどございます。

主なものとしたしましては、「資格関連事務」は、「個人を単位とする被保険者情報を世帯ごとに編成し、被保険者台帳を作成する」ということで、資格管理の入り口のところでこのシステムを使うというのが具体的な活用です。

また、「賦課関連事務」は4項目ございますが、こちらは所得に応じて保険料というものを賦課しますので、業務共通システムとの連携、または所得申告などをしてもらうことにより、被保険者の所得情報を取得いたしまして、保険料の賦課台帳の作成及び管理を行います。ここを入りにいたしまして、一連の保険料の設定業務をして、この特定個人情報を使います。

さらに、賦課した保険料を収納、給付業務、さらに病気になったとき保険給付を行いますので、この保険給付でも利用する予定です。全部で列記してある事務、22項目ございますが、こちらの事務で個人情報ファイルを取り扱う予定です。

続きまして、関連するシステムとして、4ページ以降の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」をご覧ください。

国民健康保険に関する事務におきましては、4つのシステムを使う予定です。7ページの「(別添) 事務の内容」の図表(資格事務)を併せてご覧ください。

まず、システムの1つ目として、「システム1」の「新国民健康保険システム」です。7ページの図表では、太枠の中の左下の部分になります。

システムの機能としては、「資格関連事務に関する機能」、「賦課関連事務に関する機能」、「収納関連事務に関する機能」、「滞納関連事務に関する機能」、「給付関連事務に関する機能」、「情報連携に関する機能」の6つの機能を有する予定です。

他のシステムとの接続につきましては、図表の中にあります「業務共通システム」、こちらが宛名と庁内連携を所掌する千葉市役所の中のシステムを予定しております。

他には、既存の住民基本台帳システム、また、図表の右下の所に「住基ネット端末」がありますが、今、住民基本台帳ネットワークが稼働しておりまして、窓口で個人番号が分からない方については、住基ネットを使って、資格などを確認する必要がありますので、こちらとも接続する予定です。

次に、システムの2つ目として、「システム2」の「中間サーバー」です。7ページの図表では、「新国民健康保険システム」よりも2つ上(業務共通システムの1つ上)の所です。これは、マイナンバーの施行に伴いまして設置されるサーバーとして、国民健康保険に限らず介護保険や税などでも使うことになるものです。

次に、システムの3つ目として、「システム3」の「業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)」です。

次に、7ページの図表では、新健康保険システムの上にあります業務共通システム、「統合宛名、統合データベース」と記載されているところです。

これは、中間サーバーと新国民健康保険システム、あるいは他の業務システムとの間に
入りまして、庁内の連携や、システム統合宛名のシステムとして機能するものです。

最後に、システムの4つ目として、「システム4」の「住民基本台帳ネットワークシ
ステム」です。7ページの図表では、右下の部分ですが、市町村には端末しか置かれており
ませんので、「住基ネット端末」という記載になっておりますが、転入前の市町村で国民
健康保険だった方は、千葉市へ転入してきた段階でも国民健康保険ということになりま
すが、その方の個人番号が分からない状態ですと、その状態で資格を作る上で、個人番号
を確認しなければならないということで、既存の住民基本台帳ネットワークシステムの方
に照会をかけまして、照合して国民健康保険の資格を確認するという形になります。

続きまして、6ページの「3. 特定個人情報ファイル名」については、国民健康保険情
報ファイルになります。「4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」ですが、「①事務
実施上の必要性」欄について、2点ほど記載しました。

1点目として、番号制度導入に伴う国民健康保険法施行規則の改正によりまして、国民
健康保険に関する事務において個人番号の周知を行います。また、業務共通システムを利
用した庁内連携により、宛名番号を介して新国民健康保険システムで保有する個人情報と
統合データベースで保有する個人番号が紐づけられるため、特定個人情報ファイルを必然
的に保有するという形になります。

2点目として、国保システムで保有する特定個人情報の副本を中間サーバーへ格納し、
情報提供ネットワークシステムを介して関係機関等へ提供する必要があります。

次に、「②実現が期待されるメリット」欄について、2点ほど記載しました。

1点目として、事務・手続の簡素化及び添付書類の削減による負担軽減という点に注目
したメリットです。これは、資格喪失証明書等の添付書類の省略により、市民の負担軽減
が見込まれる。申請等に必要な添付書類の省略により、発行元の関係機関の負担軽減が
見込まれる。というものです。

2点目として、行政事務の効率化と公平な保険料負担の実現の可能性からのメリットで
す。これは、資格情報、所得情報及び給付情報を関係機関から直接取得することにより、
資格、賦課及び給付の適正化が図れる。庁内連携により、個人情報が一元管理されるこ
とで、資格の適正化や保険料の賦課等に係る事務の効率化及び適正化が図れる。というメ
リットがございます。

「5. 個人番号の利用」についてですが、法律上の根拠で、番号法第9条第1項に基づ
いて個人番号を利用するものです。

「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」についてですが、「①実施の有
無」欄については、情報連携につきましては、実施する予定です。

「②法令上の根拠」欄についてですが、番号法第19条第7号及び別表第2により、情
報提供及び情報照会の項目が設けられており、これに基づいて情報連携を行う予定です。

7～11ページの「(別添)事務の内容」の図表がシステムのイメージ図で、それぞれの
業務に応じまして振り分けをしてありますが、図表の中の、千葉市の太枠で囲った部分
の中はすべてのページ(業務)で変わっておりませんが、それぞれの業務に応じて、外部
の当事者を入れかえております。

7ページの図表が資格事務、8ページの図表が賦課事務、9ページの図表が収納事務、
10ページの図表が給付事務(医療費申請等)、11ページの図表が給付事務(高額療養
費)となっております。

次に、15ページの「II 特定個人情報ファイルの概要」をご覧ください。

「1. 特定個人情報ファイル名」は、国民健康保険情報ファイルとなります。

「2. 基本情報」の「①ファイルの種類」欄は、システム用ファイルで、「②対象とな
る個人の数」欄は、10万人以上100万人未満という規模です。国民健康保険の被保険
者、現に資格を持っている方というのは、今、25万人ぐらいの規模になります。「③対
象となる個人の範囲」欄は、市内に住所を有する者で本市の国民健康保険の被保険者及び
世帯主です。

また、国民健康保険の被保険者及び世帯主に該当しなくなった者でも、喪失後5年を経

過しない者については、保有するものといたします。

「その必要性」欄について、保有する特定個人情報により、保険料の賦課、収納及び還付等、また保険給付の決定や療養費の支給等を適正かつ効率的に行うため必要となります。

また、国民健康保険の資格当事者につきましても、同様の理由により、特定個人情報を保有しますが、その期間を5年といたしますのは、保険料の還付や給付の時効に合わせたものです。「④記録される項目」欄について、100項目以上で、かなり多くの項目を保有することになります。

16ページの「3. 特定個人情報の入手・使用」についてですが、「①の入手元」欄について、本人または個人の代理人ということで、国民健康保険自体が現在届出制度ということで、世帯主に届出義務を課して、その方に情報を届けてもらった上で、資格などの管理を行います。

他の入手元として、評価実施機関内の他部署、これは税務部や、生活保護などとの情報をやり取りする必要があるとございます。資格管理や保険料の設定などが必要ですので、実施機関内の部署からも情報を集めます。

また、行政機関、独立行政法人等、これは公共職業安定所、これは失業された方の情報を持っているということ、あと医療保険者につきましても、これは会社勤めだった方が退職などで離脱した場合、そのような所から情報を入手します。

また、日本年金機構につきましても、厚生年金の資格を持っている方というのは、逆に国民健康保険の対象者ではないという可能性もありますので、その確認で他機関を経由して情報入手というものを行います。

それから、他の市町村からも情報を入手します。

その他として、国民健康保険団体連合会からも入手します。

「②入手方法」欄について、主に紙、電子記録媒体、専用線、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステムから入手する予定です。

22、23ページは、「(別添1)番号法第19条第7号及び別表第2に定める事務」ということで、関連する事務に提供します。24～48ページまでは「(別添2)特定個人情報ファイル記録項目」ですが、国民健康保険の資格あるいは賦課、滞納、収納管理、給付管理などで必要な情報、これぐらい必要というところの紹介ということとございます。

続きまして、49ページの「Ⅲ 特定情報個人ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「2. 特定個人情報の入手」のリスク1の「目的外の入手が行われるリスク」をご覧ください。

「対象者以外の情報の入手を防止するための一つの内容」欄について、窓口経由で情報を取得するケースが多いので、こちらの個人番号カード、または個人カード、もしくは身分証明書による本人確認を徹底いたしまして、窓口での本人確認に基づいて目的外の入手がないようにします。

次に、リスクの2の「不適切な方法で入手が行われるリスク」の「リスクに対する措置の内容」欄について、国民健康保険事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底してまいります。

また、職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようにしており、すべての操作についてログを取得し保管することで、ログ管理を徹底します。

次に、51ページの「3. 特定個人情報の使用」のリスク1の「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」について、「宛名システム等における措置の内容」欄について、こちらの業務共通システムにおける措置として、業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携の許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行います。

また、「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」欄について、国民健康保険における特定個人情報は、職務上必要と認められる権限が与えられた者しかアクセスできません。

また、「その他の措置の内容」欄について、国保システムで使用する端末は、インター

ネットなどの外部接続は行いません。

次に、リスクの3「従業者が事務外で使用するリスク」についてですが、外部媒体へのデータコピーを行える者はシステム利用管理者などに限定し、コピーした際に記録します。また、職員に対して個人情報保護に関する研修を行います。

利用者は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む遵守事項について、誓約書に署名し所属長などに提出します。

システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課宛に通知し、利用目的などを報告させます。業務外利用をした場合には、特定可能であることを職員に周知しまして、業務外の利用を抑止、牽制してまいります。

新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）の説明は、以上でございます。

◆国民年金システム（国民年金に関する事務）

（多賀谷部会長） ありがとうございます。それでは、ウの「国民年金システム（国民年金に関する事務）」に移りたいと思います。所管課から、ご説明をお願いします。

（鳩川高齢福祉課長） 保健福祉局高齢福祉課の鳩川です。資料の3-3「全項目評価書（国民年金に関する事務）」の3ページをご覧ください。

「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「②事務の内容」欄について、国民年金に関する事務は、国民年金法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律などにに基づき、国が本来果たすべき事務を市町村で行う法定受託事務となります。市町村で行っているのは、20歳から60歳未満の自営業者や無職の方が対象となる国民年金第1号被保険者に係る事務ですが、9つございます。

1つ目として「国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務」です。具体的には、20歳になったときや会社をやめたときなど、国民年金に加入する場合の手續、厚生年金に加入したことなどによる国民年金の喪失手續、海外居住者や60歳以上の方で受給資格要件を満たしていない方などの任意加入の届出などに関するものです。

2つ目として「付加保険料に関する事務」です。付加保険料とは、通常納付する保険料に上乗せして納付することで、将来受給する年金額をふやすことができるもので、この申し出に関する事務です。

3つ目として「国民年金保険料の法定免除に関する事務」です。これは、生活保護の開始など保険料の免除が法律で定められているものの届出に関する事務です。

4つ目として「保険料免除、納付猶予の申請免除などの納付に関する事務」です。これは、所得が少なかったり、失業や学生期間中などの経済的理由により、保険料の免除や納付を猶予するための申請などに関する事務です。

5つ目として「各種基礎年金及び死亡一時金などに関する事務」です。

6つ目として「日本年金機構への報告事務」です。

7つ目として「被保険者及び受給者情報に関する事務」です。

8つ目として「年金生活者支援給付金に関する事務」です。

9つ目として「特別障害給付金に関する事務」です。

次に、「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の「システム1」の「国民年金システム」ですが、国民年金の事務として、資格管理機能、保険料情報管理機能、給付情報管理機能、日本年金機構への報告書作成機能の4つの機能に大別されます。

次に、4ページの「システム2」の「業務共通システム（庁内連携システム／統合宛名システム）」をご覧ください。業務共通システムの機能につきましては、市税や国民健康保険などと共通するシステムで、統合データベース管理機能、団体内統合宛名番号付番機能、データ連携機能、権限管理機能がございます。

年金業務におきましては、情報提供ネットワークシステムを通じた提携を行わないとい

う、そういう観点から以上2つのシステムになります。

次に、5ページの「(別添1) 事務の内容」の図表をご覧ください。事務の流れについてですが、まず、国民年金第1号被保険者や受給者から千葉市に対して、届出、申請、請求などが行われます。この届出の内容に基づきまして、国民年金システムで処理を行います。この処理の段階で、所得情報などが必要な場合に、業務共通システムを介して、税務システムと連携します。処理を行った内容につきましては、現行では基本的には紙ベースで日本年金機構へ報告を行っております。

なお、電子情報で日本年金機構へ報告を行う場合は、CDなどの記録媒体を用いて、報告を行います。日本年金機構では、千葉市からの報告を受け、被保険者、受給者に申請や請求の審査結果を提示します。また、日本年金機構から千葉市へも被保険者の資格や審査結果などの情報が紙ベースで送付されます。この情報提供を受け、千葉市の国民年金システムにて、資格情報などの処理を行います。国民年金については、システム的には非常にシンプルな部分になっていると思います。

次に、13ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いのプロセスにおけるリスク対策」をご覧ください。まず、リスク1の「目的外の入手が行われるリスク」についてですが、窓口において届出内容や身分証明書などの本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止しております。その他の場合は、宛名情報の4情報などとの突合を徹底します。

「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」欄について、届出書類はあらかじめ記入様式が印刷してございます。届出に応じた必要項目以外は、記載できないようにしているなど、システムにおいては、必要な項目以外を入力、閲覧できないような設定をしております。

次に、リスク2の「不適切な方法で入手が行われるリスク」についてですが、届出書類は、あらかじめ記入様式が印刷してございます。届出に応じた必要項目以外は記載できないようにしています。システムを利用する職員を限定し、ID及びパスワードによる本人認証を実施しております。情報照会の記録が保持される仕組みとなっております。システム利用者抹消、これは、人事異動や退職などの状況が発生した場合は、速やかにシステム利用者抹消手続を行うよう、住民記録オンラインシステムの利用者管理実施基準により、運用ルールを定めています。

次に、リスク3の「入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク」についてですが、「入手の際の本人確認の措置の内容」欄について、番号法第16条、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令におきまして、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券などによる確認を行います。

「個人番号の真正性確認の措置の内容」欄について、個人番号カードもしくは身分証明書等で個人番号の真正性を確認します。

次に、リスク4の「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」についてですが、「リスクに対する措置の内容」欄について、窓口で特定個人情報を入手する際は、カウンターに間仕切りを設置して、覗き込みができないようにしております。また、提示された届出書類などは、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するために、定められた鍵付の書庫に保管します。

次に、14ページの「3. 特定個人情報の使用」をご覧ください。

リスク1の「目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク」についてですが、「その他の措置の内容」欄について、インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については外部と接続いたしません。

次に、リスク2の「権限のない者によって不正に使用されるリスク」についてですが、「ユーザー認証の管理」欄について、システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーIDと生体認証、又はパスワードによる個人認証を行います。

また、「特定個人情報の使用の記録」欄については、国民年金システムにおける措置と

しては、システムの利用管理者が定期的にログ記録を取得し、特に一定時間ログオンを継続した者について、定期的に所属課あてに通知し、利用目的等を報告させることにより、不正な利用の牽制を行っています。

また、業務共通システムにおける措置としては、システムのアクセスログの管理機能により個人を特定したログの管理を行うことにより、いつ、誰が、どのような情報にアクセスしたかログに記録します。記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとしております。

国民年金システム（国民年金に関する事務）説明は、以上でございます。

◆介護保険システム（介護保険に関する事務）

（多賀谷部会長） ありがとうございます。それでは、エの「介護保険システム（介護保険に関する事務）」に移りたいと思います。所管課から、ご説明をお願いします。

（渋谷介護保険課課長補佐） 介護保険課、渋谷と申します。

資料3-4「全項目評価書（介護保険に関する事務）」の3ページをご覧ください。

「1. 特定個人情報ファイルの取り扱う事務」についてですが、事務の名称は、介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるものです。

「②事務の内容」欄について、介護保険制度独立のため、介護保険法に基づく介護被保険者の資格管理、受給者管理、給付管理及び保険料の賦課徴収を行うものです。市町村は、番号法及び厚生労働省令の規定に基づき、特定個人情報を、記載してありますとおり、1番の「介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出」から、13番の「介護保険料の賦課・徴収に関する事務」の順で取扱うこととなります。個人番号を使用する業務ですが、介護保険制度では原則被保険者の資格は千葉市の住民であることが要件であるため、住基情報と連携して賦課管理を行います。

イメージとしまして、7ページの「（別添1）事務の内容」の図表をご覧ください。この住民記録システムとの連携にて個人番号が取得されることとなります。

住民記録システムで入力された情報は、5分間隔で介護保険システムに連携されることになっております。

それでは、3ページの「②事務の内容」欄をご覧ください。1番の「介護保険被保険者の資格の取得・変更・喪失に係る届出」についてですが、資格に関する届出書は、各区市民課の窓口への住民情報異動の届出の際に介護保険の資格取得等の届出を兼ねており、この届出書に個人番号が記載され、各区の介護保険室に回されます。

続いて、2番の「住所地特例の適用届出」についてですが、例外として市外にお住まいの方についても介護保険施設などに入所している場合は、住所地特例として千葉市の被保険者となります。その届出においても個人番号が記載されております。

次に、4番の「要介護・要支援認定申請」についてですが、要介護・要支援認定の際に個人番号を記載した申請書にて申請していただきます。

次に、9番、10番です。要介護・要支援認定を受けた方については、利用した介護サービスに対して保険給付を行うのですが、その他に高額介護サービスを利用する方の負担軽減を行う制度がありまして、この制度は被保険者からの申請に基づき適用されるものです。その際に、個人番号を記載した申請書にて申請することとなります。

なお、介護保険業務において、個人番号の記載を含める業務は、「②事務の内容」欄に記載された1番から13番の事務になりますが、平成27年8月1日に介護保険法が改正されましたが、現在、それに対応する主務省令のパブリックコメントが行われていますので、この改正で追加となった事務が追加される見込みになっております。

次に、「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の「システムの1」をご覧ください。システムの名称は、「介護保険システム」となります。システムの機能としては、資格管理機能、納付機能、認定機能、受給機能、給付機能の5つがあります。

システムとデータの流れについては、システム1の介護保険システムを使用して実施します。介護保険システムでは、住民記録システムから特定個人情報の提供を受けますが、介護保険システムから別のシステムへの特定個人情報の移転はありません。個人番号は、被保険者からの各申請書類に記載されますが、この個人番号は本人確認を行うため使用します。申請の受付に当たっては、原則としてシステムへの個人番号に入力はありませ

「システム3」として「中間サーバー」がありますが、「システム2」の「業務共通システム」を介して照会する流れになっております。住民記録システム以外に、千葉市内部の他のシステムとの連携は、これまでの千葉市独自の番号、いわゆる宛名番号を使用して連携をしており、引き続き同様の利用を行うことになっております。

次に、87ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク」の「2. 特定個人情報入手」のリスク1の「目的外の入手が行われるリスク」についてですが、「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄について、こちらの方は介護認定申請、給付関係の申請等があった場合は、被保険者証の提供を求めており、本人の情報であることを窓口で確認しております。また、資格取得等については、住民記録システムとのデータ連携により取得しており本人以外の情報を入手することはありません。

また、「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」ですが、庁外からの情報の入手の場合、あらかじめ定められた項目に基づいた書式をやり取りするため、必要な情報以外を入手することはありません。

次に、リスク2の「不適切な方法で入手が行われるリスク」についてですが、個人番号の記載を要する届出書、申請書、及び申告書等は、法令及び条例等によって規定されるため、被保険者、及び被保険者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができます。また、保険料の賦課に必要となる最低限の情報を特定の相手から取得するため、収集時に情報が詐取、奪取されることはありません。

次に、リスク3の「入手した特定個人情報が不正確であるリスク」についてですが、「入手の際の本人確認の措置の内容」欄について、申請書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や、窓口での引き取りにより、本人確認を行います。

次に、「個人番号の真正性確認の措置の内容」欄について、申告書の提出を受ける際には、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や、窓口での聞き取りに基づき、申告書に印刷済みの項目や税務システム等と照合することにより個人番号の真正性の確認を行います。

次に、88ページのリスク4の「入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」についてですが、「リスクに対する措置の内容」欄について、特定個人の情報を入手に関しては、次の点について職員等に対する教育を徹底します。紙媒体に対する措置としては、特定個人情報を記録した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理等を行い、漏えい・紛失を防止します。また、紙媒体を窓口で受け取り後、事務処理が完了したら、速やかに保管場所で管理するよう徹底します。

次に、電子データに対する措置としては、特定個人情報が記録された電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととし、記録媒体を使用する場合は、定められた担当者のみが作業することとします。また、事務が完了したら速やかに記録媒体から電子データを消去し、作業状況を確認します。また、情報の入手は、インターネットにつながるネットワークでは行いません。

業務共通システムに対する措置としては、情報の暗号化を実施し、また各業務システムの専用回線とのみ情報のやり取りすることで、漏えい・紛失のリスクを防止します。

次に、「3. 特定個人情報の使用」の「その他の措置の内容」欄をご覧ください。介護保険システムにおける措置についてですが、インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末については、外部と接続いたしません。また、ユーザー認証の管理についてですが、具体的な管理方法としては、システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、ユーザーIDと生体認証により個人認証を行います。

89ページの「アクセス権限の管理」欄について、業務共通システムにおける措置として、情報システム課にて定期的にユーザーIDやアクセス権限を再確認し、職員の異動、退職により業務上アクセスが不要となったものについては、変更・削除を行い、残存を防止します。

また、「特定個人情報の使用の記録」欄について、システムのアクセスログ管理機能により、個人を特定したログ管理を行うことにより、いつ、だれが、どのような情報にアクセスしたかをログの情報を記録します。記録したログについては、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとします。

介護保険システム（介護保険に関する事務）の説明は、以上でございます。

【意見交換】

◆（新）福祉システム（後期高齢者医療事務）

（多賀谷部会長） 4つのシステムについてそれぞれ説明が終わりましたが、まずは、（新）福祉システム（後期高齢者医療事務）の評価書について、何かご意見ありますか。

（藤谷委員） 中間サーバーについて確認したいのですが、「新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）」では評価の対象になっていますが、なぜ、（新）福祉システム（後期高齢者医療事務）では評価の対象になっていないのですか。

（多賀谷部会長） （新）福祉システム（後期高齢者医療事務）では、広域連合が入ってきますので、中間サーバーは使わないことになっています。

（藤谷委員） 分かりました。

（多賀谷部会長） 他に、何か、ご意見ありますか。

（藤谷委員） （新）福祉システム（後期高齢者医療事務）の7ページの図表には、業務共通システムがありますが、評価の対象となっていないようなのですが。

（梶原健康保険課主事） そこは、図表に関して記載ミスで、業務共通システムは評価の対象外とさせていただいております。

（藤谷委員） 「新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）」については、業務共通システムを評価の対象としていますが、同じ市役所の中で、統一が取れていませんね。各システムにおいて、業務共通システムを通すということであれば、評価の対象とすべきだと思います。

（梶原健康保険課主事） 分かりました。

（多賀谷部会長） 評価書については、これでよろしいでしょうか。資料2「部会委員からの質問事項について（第4回保護評価部会）」について、何かご意見ありますか。

（藤谷委員） ご質問します。「1 再委託の必要性について」ですが、「公募型で業者を募集した際、募集対象を1社ではなく、再委託も含めた集合体と契約できる内容である」という回答がありましたが、これは、ジョイントベンチャーでとか、あるいは複数企業体ということですか。そもそも、「集合体と契約できる」という表現はおかしくありませんか。どのような意味で使っているのですか。

また、「再委託を認めるという形で募集した」ということであれば、それはあり得ると思います。通常、再委託も含めた集合体と契約なんて行わないと思います。また、契約の締結に関しては、再委託については、委託先と再委託先との契約となりますので、発注者である広域連合はあくまで委託先と契約するのであって、発注者が再委託先と契約を行うのですか。この表現は、間違いではないですか。

（梶原健康保険課主事） 再確認をするとともに、表現も検討させていただきます。

（藤谷委員） それから、「その契約時にどのような再委託が必要かを検討した上で委託先と契約を結ぶため」と回答されていますが、実際に行っているのですか。

（梶原健康保険課主事） それについては、契約時に、再委託先と、その再委託先は何をするかを確認した上で契約をしています。

（藤谷委員） それは、書類か何かを提出させて、確認を行っているのですか。

(梶原健康保険課主事) そのために、履行体制図を新契約時に提出させていて、その契約書にどんな委託先に何をさせるかといったような履行体制図をつけてセットで契約書を締結しています。

(藤谷委員) 一般的にはありませんが、再委託は何のためにするかというと、委託先が市町村から契約を取るためには、できるだけ安い費用で入札する必要がありますから、例えば上場企業が落札した場合は、その社員の人件費は高いわけですから、再委託先に委託をして、安い単価で行ってもらおうということが多いのです。要するに、再委託の必要性は何かと言いますと、「安い単価で実施するために」ということになりがちで、そのような理由では、再委託は認められません、という話になるのが普通です。

それでは、合理性のある再委託の必要性は何かということになりますが、この契約はうちの会社が行いますが、ここの部分に関しては、うちには技術がなく、そこは再委託先がそのような技術を持っているから、どうしても再委託が必要であります。このように再委託の必要性は、限定的なものに限られるはずで、「安い単価で実施できるから、その会社に再委託を頼みました」ということでは、再委託の必要性としては不十分です。

実際、広域連合と委託先との間で、そのような合理的な再委託の必要性を確認して契約されていると考えて良いのですか。

(梶原健康保険課主事) 広域連合の回答では、そのような合理的な再委託の必要性を確認して契約していると聞いております。

(藤谷委員) 実際に確認したいと思いますので、その内容が分かるものを提出していただけないか。そのような再委託で行っている実例をあまり見たことないので、実施しているとしたら、とても評価をしたいし、逆に、それを書いてあるけど実際は実行していないとすれば、それはそれで問題です。申し訳ありませんが、疑うわけではないですが、やはり、セキュリティの観点から言っても、実際に確認する必要があると思います。

次に「3 サーバーの設置場所について」ですが、「国保連合会経由で契約した保守業務の外部委託により、広域連合の施設外、千葉県内にデータセンターを設置している。」と回答されていますが、この部分の意味がよく分かりません。実際に、広域連合は、どこと契約を締結しているのですか。国保連合会と契約しているのですか、それとも、委託業者と契約をしているのですか。

(梶原健康保険課主事) 広域連合の施設は、国保連合会と同じ施設にありますので、おそらく、その関係で、国保連合会経由で一緒に使っていると思います。

(藤谷委員) 経由ということではなくて、実際に、契約は誰と誰とが締結しているのですか。国保連合会と保守業務の委託業者との間に契約はありますが、一方、実際、広域連合とその委託業者との間に契約関係はあるのですか。

(梶原健康保険課主事) 契約関係にないと聞いております。

(藤谷委員) そうであれば、国保連合会経由で契約したという表現は間違いですね。そもそも契約関係がないのに、契約したとは言えないではないですか。そうすると契約もないので、その施設に入っているからといって、契約がないということは、委託先に対して広域連合は何も言えないということになりますよ。広域連合は、お金も払っていないのですから、何も言えないということになりますよね。それで、そんな委託先に対するセキュリティチェックは及んでいるのですかと言ったら、それは疑問ですね。

国保連合会に頼りきっているから、このようになっていて、そうであれば、契約方法を改める必要があります。そうすると、大問題がここに潜んでいることになりますよ。

(梶原健康保険課主事) この点は、再確認をさせていただきます。

(多賀谷部会長) 国保連合会というのは、要するに、千葉県内にあるのですか。

(梶原健康保険課主事) はい。千葉県内にあります。

(多賀谷部会長) 要するに、ハードとしての建物があるのですか。

(梶原健康保険課主事) ハードの建物としては、国保連合会内にあります。

(藤谷委員) 国保連合会は、広域連合の上位団体となりますよね。

(多賀谷部会長) 国保連合会が建物を所有していて、その1室を広域連合が使用しているということですか。

(梶原健康保険課主事) イメージとしては、そのとおりです。

(藤谷委員) この7ページの図表の中ですが、この広域連合の下に国保連合会がありますが、国保連合会というのは、全国組織ですよ。

(大木健康保険課課長補佐) 全国組織もありますが、他には都道府県組織もあります。

(藤谷委員) この部分は、都道府県組織ということですね。

(大木健康保険課課長補佐) そうですね。

(多賀谷部会長) 千葉県国保連合会。そこがハードを持っているので、おそらく、そこと契約しているのではないかと思います。広域連合は、契約主体になり得ない。

(藤谷委員) 広域連合は、特別地方公共団体であったかと思いますが。

(多賀谷部会長) 特別地方公共団体ですが、おそらく、実態として、そのような組織にはなっていないのだと思います。

(藤谷委員) 法的には位置づけられているとしても、もしかしたら、実態としては伴っていないのかもしれないですね。

(多賀谷部会長) 各市町村から職員を寄せ集めて、組織されていますよね。

(藤谷委員) もしかしたら、国保連合会に頼りきっているので、主体性を持っていないのかもしれないですね。法的な主体として、千葉県内の54市町村の住民のデータを扱っているとしたら、やはり、それはガバナンス自体が問題かもしれません。もしかしたら、契約すら締結をしなくとも構わないと思っている可能性だってあるかもしれませんね。

(多賀谷部会長) これまでの話を聞いていますと、広域連合は、国保連合会に頼りきっているような感じがしますね。

(藤谷委員) 何かそういう雰囲気が感じられますね。

(多賀谷部会長) 国保連合会との間において、広域連合のサーバーの管理について、きちんと申し入れをしておかなければなりませんね。

(藤谷委員) そうです。約定をきちんと設けて、きちんとコントロールを行うルートを確保しておく必要があります。

(稲垣委員) すべての事務において、国保連合を通しての契約となっているのですか。

(梶原健康保険課主事) サーバーについては、国保連合会が関与していることは聞いておりますが、それ以外の委託について、例えば、印刷や抽出作業の補助などは、広域連合が直接契約を締結していると伺っています。

(藤谷委員) 最後に、「4 セキュリティ監査を行う職員について」の所ですが、「広域連合は、2年に1度、外部機関によるセキュリティ監査を受けている」という回答については、評価できますが、しかし、その次の回答として、「この監査を受けることによって、広域連合の職員は、監査を行うための十分な知識を取得している」という記載については、どのようなことから、このように判断できるのですか。

外部機関は、セキュリティの専門家なので、当然十分な知識を持っているのですが、しかし、広域連合の職員は監査を受けているだけであって、これでもって、監査を行うための十分な知識を取得しているというのは、これは言い過ぎであると思います。

(多賀谷部会長) 広域連合の職員は、各市町村から派遣されている職員の方ですよ。

(梶原健康保険課主事) はい。

(多賀谷部会長) 2、3年に1回入れ替わってしまいますよね。

(藤谷委員) なかなか、監査の知識が継承されるとは考えにくいし、そもそも取得できているか自体も疑問です。

(梶原健康保険課主事) 再度、確認をさせていただきます。

(多賀谷部会長) (新)福祉システム(後期高齢者医療事務)については、この辺でよろしいでしょうか。

◆新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)

(多賀谷部会長) 次に、新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)に移りたいと思います。何かご意見ありますか。

(藤谷委員) アの「(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)の全項目評価書」の7ページの「(別添1)事務の内容」の図表と、イの「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」の7ページの図表を比較すると、この図で重要なのは、特定個人情報はどう流れるのかということと、それから特定個人情報以外の流れというのは、どこでどう区別されるのかということです。

(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)の図表では、白抜きの矢印は、特定個人情報の流れを示しており、網掛けの矢印は特定個人情報以外の流れを示しており、分かりやすいと思います。しかし、「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」の図表では、凡例として、実線の矢印が「特定個人情報の流れ」、破線の矢印が「特定個人情報以外の流れ」になっており、さらに、もう1つ実線の矢印として「住基連動による流れ」というのがあります。この2つの実線は、薄い実線か、あるいは、濃い実線かの違いのようにも見えるのですが、もしかしたら、原本は、カラーを使っているのかもしれませんが、これは、分かりづらいと思います。「住基連動による流れ」というのは、図表の中のどのあたりにあるのですか。

(多賀谷部会長) これはおそらく、住基ネットの流れはリアルタイムで継続的に行うのではなく、新しく転入してきた人の本人確認のためだけに、その時点で職員が目検で確認を行うという理解でよろしいですか。

住民基本台帳システムからこの国民健康保険システムの中へ直接専用回線などを用いて、そのまま情報が入ってくるというわけではないわけですね。

おそらくその場で、本人確認を行い、そこでその方に住基番号とは違う国民健康保険の番号を付番するわけですね。

(大木健康保険課課長補佐) そうです。

(多賀谷部会長) それにしても、藤谷委員が言うように、同じような矢印で分かりにくいですね。住基の場合は、広い意味で考えれば、特定個人情報外の流れということでしょうね。

(藤谷委員) 住基ネット端末を通じた国民健康保険担当窓口とのやり取りの所(図表の中の⑥)を見ると、⑥の備考では「住民登録外での被保険者の登録(住所地特定、DV対応等)」とありますので、この情報が、住基ネットから入ってくることになりますよね。

(多賀谷部会長) 他の自治体から入ってきたりすると思いますよ。

(藤谷委員) そうですね。

(多賀谷部会長) それは国保番号を持っていない人ですね。他の健康保険に加入しているような方ですね。

(藤谷委員) しかし、この時、個人番号はこれに付いているわけですね。住基ネットから住基ネット端末を通じて、国民健康保険担当窓口への矢印の横に、「個人番号」と書いてあります。つまり、個人番号がついたものが住基ネットワークから来るのですよね。

(多賀谷部会長) それは住基番号が来るのではないですか。

(藤谷委員) 図表には、「個人番号」と記載されていますよ。

(多賀谷部会長) 住基の個人番号という意味ではないですか。

(藤谷委員) 実施機関の方にお聞きしますが、どちらですか。

さらに言うと、話は少し変わりますが、(新)福祉システム(後期高齢者医療事務)の図表では、個人番号か個人番号以外の情報かで区別していますが、「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」の図表では、特定個人情報か特定個人情報以外という区別になっています。一般的には、特定個人情報というのは、個人番号がついている個人情報ということになりますが、個人番号というのは、番号法で定義している個人番号(マイナンバー)とは違うのですか。多賀谷部会長は、おそらく、違うのではないかと、いうご意見でしたが、実施機関の方にお聞きしたいのですが、どちらですか。

(多賀谷部会長) 特定個人情報の定義はどのようなものですか。住基コードは特定個人情報ですか。

(藤谷委員) 住基番号も、ある意味では、個人番号は個人番号ですね。ただ、番号法上では、個人番号がついた個人情報が特定個人情報になります。

(多賀谷部会長) その場合の個人番号というのは、要するに、マイナンバーですよね。マイナンバーと住基番号は違いますよね。

(藤谷委員) そうですね。住基番号という表記をするのであれば理解できるのですが、個人番号と表記しているのも、一体、どちらなのですか。

(多賀谷部会長) 他の市町村から転入してきた人、新国保健康保健システムの中では、マイナンバーではなく国保番号ですね。国保番号をつくるために住基ネットを使用しているのですよね。

(藤谷委員) 基本的なことをお聞きしますが、住基ネットの中で個人番号は流通しませんよね。それとも、個人番号のついた情報が流通するのですか。

(多賀谷部会長) 利用情報の中に様々な情報が入っていますよね。

(藤谷委員) しかし、今までは、氏名、住所、性別、年齢の4情報でしたよね。

(多賀谷部会長) 4情報と住基番号がLASDEC(財団法人地方自治情報センター)を通じて流通していますよね。

(藤谷委員) しかし、それはあくまで、住基番号であって、いわゆる番号法というマイナンバー(個人番号)ではありませんよね。

(多賀谷部会長) そうですね。

(多賀谷部会長) 住基ネットは住基番号であって、番号法という個人番号ではない。この図表に、個人番号という表記では誤解を生じますね。

(藤谷委員) 私もそのように理解しています。もし、そうであれば、個人番号ではなくて、住基番号と記載するべきではないですか。

(多賀谷部会長) 右下の住基ネットとのやり取り以外については、国保の番号が流れていると理解してよろしいですか。

(金森市政情報室長) 確認ですが、国民健康保険窓口、住基ネット端末、住基ネット、それぞれの間の流れの所(図表の⑥の部分)の「個人番号」の表記は、どのような番号がついているかというご質問でよろしいですか。

(多賀谷部会長) 国民健康保険ファイルの番号というのは、それ自体はマイナンバーとイコールではないですね。これだとイコールに見えるのですが。

(大木健康保険課課長補佐) イコールではないです。

(多賀谷部会長) 国保の番号ですよね。

(大木健康保険課課長補佐) はい。

(多賀谷部会長) 国保の番号で、他の自治体で国保に入っている人が、千葉市に転入してきた場合には、同じ番号を使えば良いということですか。ところが、例えば、他の健康保険に入っていて、それで、千葉市から他の市町村へ引っ越して、引っ越し前後で定年を迎えた場合には、国保番号がないから国保番号をつけなければならない。その場合に、本人確認ができないから、住基ネットにアクセスするという理解でよろしいですか。

(大木健康保険課課長補佐) そうです。

(多賀谷部会長) そうすると、この個人番号というのは、住基の番号ということですね。

(大木健康保険課課長補佐) ここで記載している個人番号については、確認いたします。

(多賀谷部会長) 住基の番号で、国民健康保険担当窓口で今まで他の健康保険に加入していた人に対して国保の番号をそこでつけるということになる。

(藤谷委員) 個人番号というのはマイナンバー法によって付番されるのが個人番号であって、住基ネットとの部分での「個人番号」の表記では間違になりますね。

(多賀谷部会長) (新)福祉システム(後期高齢者医療事務)の7ページの図表のところで、「1. 資格管理業務」を見ると、左側の住民から市区町村に向かって、「被保険者資格に関する届出(個人番号)」と書いてありますよね。しかも、この上の方の図表の凡例では、網掛けの矢印が個人番号の流れですから、これは、今回のマイナンバー法上の個人番号の流れであると理解しているのですが、それは違うのですか。それは、どのような意味で用語を使用しているのですか。

(梶原健康保険課主事) (新)福祉システム(後期高齢者医療事務)では、マイナンバー法で規定する個人情報(マイナンバー)を記載しています。

(藤谷委員) 個人番号はマイナンバーという理解で表示していますよね。

(大木健康保険課課長補佐) (新)福祉システム(後期高齢者医療事務)については、そのとおりです。

(藤谷委員) 同じ千葉市が作成する保護評価書の中で、評価書によって、個人番号の定義が異なるのはよくないと思います。

少なくとも2つの意味で問題がありまして、1つ目は「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」の図表の7ページの所で、凡例の実線矢印について、特定個人情報の流れと書いてありますが、「特定個人情報」とするのか「個人番号」とするのか、他の評価書と表現を統一する必要があります。

2つ目は、図表の国民健康保険担当窓口と住基ネットの部分で、「個人番号」と記載されていますが、正しい表記(住基番号)に訂正する必要があると思います。

(多賀谷部会長) 番号法の中で、個人番号という言葉を使用していると思います。

(藤谷委員) そうですね。おそらく、個人番号を含む個人情報が特定個人情報という定義であって、「特定個人番号」という言葉は使用していませんでしたよね。

(金森市政情報室長) そのとおりです。

(多賀谷部会長) 住基の番号は、その個人番号にあたるのですか。違うのですか。

(藤谷委員) あくまで、住基番号ですよ。

(金森市政情報室長) はい。住民基本台帳法でいう11桁の住基番号に過ぎません。

(多賀谷部会長) 「新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)」の図表の7ページの所で、「個人番号」の表記は間違いですね。

(大木健康保険課課長補佐) 表記は、改めます。

(藤谷委員) 実線矢印は紛らわしいので、この点もよろしくお願いします。

(大木健康保険課課長補佐) はい。

(藤谷委員) 他の評価書においても、図表の中で、このような表記をしていないか、改めて、確認をお願いします。

(大木健康保険課課長補佐) 分かりました。

(多賀谷部会長) 他に、何かご意見ありますか。

(藤谷委員) 16ページの「3. 特定個人情報の入手・使用」の所ですが、「①入手元」欄についてですが、例えば、「行政機関・独立行政法人等」として公共職業安定所、医療保険者、年金機構が記載されていますが、これは、特定個人情報の入手ですから、公共職業安定所や年金機構からも個人番号付きの特定個人情報が入手されると理解してよろしいのですか。

(多賀谷部会長) 情報提供ネットワークシステムを使って入手するのですか。

(大木健康保険課課長補佐) 照会をする形になります。

(多賀谷部会長) 情報提供ネットワークシステムを介してですか。

(大木健康保険課課長補佐) はい。現在は、世帯主が、書類を添付して届出する仕組みになっていますが、今後は、情報提供ネットワークシステムを経由して、情報をもらうことによって、添付書類が省略することができます。

(藤谷委員) つまり、例の日本年金機構の個人番号を扱うことになりますよね。

(多賀谷部会長) 情報提供ネットワークシステムを使う限りにおいて、分散管理的になっていることになりますね。

(藤谷委員) しかし、情報提供ですから、コアシステムの中では違うのかもしれませんが、個人番号がくつつくことになりますよね。

(多賀谷部会長) そうではなくて、情報提供ネットワークシステムの所で、一度情報の関係を切り離して、必要な情報だけもらってくるという形になると思います。

(藤谷委員) 特定個人情報ということは、個人番号付きの個人情報が提供されるのではないですか。

(多賀谷部会長) 私の理解によれば、マイナンバーではなく、別の付番をくつつけて、それで情報提供ネットワークシステムに送ることになると思います。そこで、それについて情報提供ネットワークシステムで他の機関との間で紐づけして持ってくるのだと思いま

す。したがって、マイナンバーがそのまま提供されるわけではないと思います。

(藤谷委員) 私も多賀谷部会長がおっしゃったように、初めはそうかなと思ったのですが、特定個人情報の入手ですから、特定個人情報の定義っていうのは、個人番号プラス個人情報ですからね。これはまさに個人番号、マイナンバー付きの情報が日本年金機構から来るということで良いのですか。

(多賀谷部会長) 本人からの入手と行政機関からの入手を同列に書いているのは、分かりにくいですね。システムが違うわけですから、本人からは書いてもらって、他の行政機関とはそれをやらないわけですよ。

(藤谷委員) 個人番号付きの情報ではないと考えて良いのですか。もし、そうでなければ、特定個人情報とは言わないと思いますよ。

(多賀谷部会長) いや、個人情報はもともとこのシステムが持っているわけです。それが、他の自治体や他の行政機関に行くときに、そのままソース番号的に共通することがないように情報提供ネットワークシステムで切っているという。その都度マッチングしかできなくて、それ以上そこでデータベース化することはできないようにしているという、それだけの話だと思います。

(藤谷委員) そうであれば、16ページの「①入手元」欄では、特定個人情報の入手にはならないのではないですか。本人からは、個人番号付きの特定個人情報を入手したといっても、一方、日本年金機構からは個人番号がついていないですから、特定個人情報の入手先には該当しないと思います。

(多賀谷部会長) 書き方がおかしいのではないですか。

(藤谷委員) 評価書に記載されていることは、間違いなのかどうかをはっきりさせる必要があると思います。

(金森市政情報室長) 特定個人情報の定義ですが、特定個人情報というのは、個人番号を内容に含む個人情報が入るわけですが、その個人番号に対応して、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号、その他のものであって、住民票コード以外のものを含むということになります。

(藤谷委員) 個人番号がなくても、それ以外の番号で良いのですか。

(金森市政情報室長) はい。住民票コード以外の番号でも、それに由来するものであれば構いません。

(多賀谷部会長) 定義の問題ですね。

(金森市政情報室長) はい。元が個人情報であれば、特定個人情報になってしまうということです。

(藤谷委員) 分かりました。公共職業安定所とか年金機構から、どのような情報がくるのかははっきりさせておいてください。

(多賀谷部会長) 向こうの個人情報だけ、収入であるとか、様々な情報が来るわけで、マイナンバー自体が来るわけではないと思います。

(藤谷委員) マイナンバー、いわゆる本来の個人番号と、個人番号の後に変形する。その変形した番号を含んだら特定個人情報になるということですよ。

(多賀谷部会長) 変形した番号だけで特定個人情報になります。

(藤谷委員) いずれにしても、変形した番号が来るわけですよ。

(多賀谷部会長) 向こうが変形した番号を千葉市の変形した番号に情報提供ネットワークシステムは書きかえて送ってくるということです。

(藤谷委員) そうなのですか。

(多賀谷部会長) そうだと思います。そうでなければ、情報提供ネットワークシステムの意味がないですよ。

(藤谷委員) 千葉市に送られてきたときに、AさんがAさんであるというためには、要するに千葉市が持っている個人番号付きの一時性の特定の情報と、年金機構や公共職業安定所職安から来た情報、Aさんは同一人かどうかを、どこかで判別しなければならない。

(多賀谷部会長) それは、情報提供ネットワークシステムでやって、千葉市ではできないようにしてあるんです。それが情報提供ネットワークシステムの意味です。

(稲垣委員) 要するに、情報提供ネットワークシステムの中で変換するわけですね。

(藤谷委員) 情報がどこでどう変わってどういう状態なのかを確認していただけますか。

(多賀谷部会長) 情報提供ネットワークシステムで、例えば、Aさんが東京都のある区に住んでいた場合に、その区でつけた変形番号を、千葉市の場合では、千葉市が持っている変形番号に切りかえて、そして付加情報を送ってくる。したがって、例えば東京都のその区でつけた変形番号は千葉市には一切、送られてこないということです。

(藤谷委員) その何がどう変わっていくのか、その点を明らかにしてください。

(金森市政情報室長) 次回の部会までに、具体的にどういったものがくるのかを確認したいと思います。

次に、24ページの「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」の所ですが、実際のファイルレイアウトと、評価書に記載した順番については、同じ順番になっていませんよね。もし、同じ順番であれば、項目をランダムの形に修正してください。

(金森市政情報室長) 他の評価書も含めて再確認をさせていただきます。

(多賀谷部会長) この部分は、このまま公表されるのですか。

(金森市政情報室長) はい。

(多賀谷部会長) 公表する前に、修正をお願いします。

(藤谷委員) 49ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」のリスク1の「目的外の入手が行われるリスク」の所ですが、ログを記録していると書いてありまして、また、リスク2の「不適正な方法で入手が行われるリスク」については、すべての操作についてログを取得し保管していると書いてあります。

しかし、ログを記録しているだけでは不十分です。どこに問題があるかと言いますと、もともと特定個人情報保護委員会から示されている基準では、ログを記録してくださいと書いてあるので、この部分は良いのですが、千葉市では、低いレベルでの実施はやめましょう。ログを記録していても、そのログをチェックしないと、1年に1回チェックしたって、ほとんど意味がありません。ログを記録して、かつログをチェックするというぐらいは千葉市では行いましょう。

次に、50ページのリスク4の「リスクに対する措置の内容」の所ですが、ここでは、「業務共通システムに対する措置」について記載しています。やはり、業務共通システムに対する評価は必要です。

「紙媒体に対する措置」として、紙媒体は、いつまでも保管していたら、漏えいのリスクは高まります。廃棄のルールを定めて、できるだけ短期間で廃棄する必要があります。

「電子データに対する措置」として、「電子データについては、電磁的記録媒体を極力用いないこととする」とありますが、意味がよく分かりません。電子媒体を用いないとは、つまり、オンラインで行うという意味ですか。

(多賀谷部会長) 新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)については、この辺でよろしいでしょうか。それでは、内容を確認し、評価書の修正をお願いします。

◆国民年金システム(国民年金に関する事務)

(多賀谷部会長) 次に、国民年金システム(国民年金に関する事務)に移りたいと思います。何かご意見ありますか。

(藤谷委員) 資料3-3「全項目評価書(国民年金に関する事務)」の3ページの「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の「システム1」の国民年金システムについて、「②システムの機能」欄の所ですが、「4. 日本年金機構への報告書作成機能」の部分では、日本年金機構へ報告するだけではなく、「日本年金機構からの情報を管理する」と記載されています。

また、5ページの「(別添1) 事務の内容」の図表で、日本年金機構と千葉市の年金システムとの間で、個人番号を含む情報が日本年金機構から送付されることになっています。これは個人番号なのか、それとも、変形番号なのか明確にしてください。

(藤谷委員) 13ページの「2. 特定個人情報の入手」のリスク1の「目的外の入手が

行われるリスク」の「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄の所ですが、「身分証明書などの本人書類の確認を厳格に行い」と書いてありますが、一方、リスク3の「入手した特定個人情報が不正確であるリスク」の「入手の際の本人確認の措置の内容」欄の所では、「個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券などによる確認」ということで、記載を統一していただければ、と思います。

次に、13ページの枠の右上隅の「※（7. リスク1⑨を除く。）」という記載の意味がよく分からないので、確認してください。

次に、14ページの「3. 特定個人情報の使用」のリスク1の「目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」の「その他の措置の内容」欄の所ですが、「インターネットを扱う端末と業務システムを扱う端末を分けており、業務システムで使用する端末について外部に接続していない。」と記載されています。

このことは、とても重要なことで、これは、国民年金システム（国民年金に関する事務）だけの話ではなく、他のシステム（事務）でも、このことがきちんと実施されているか、千葉市全体でチェックしてください。

これは、厳密にやらないといけません。インターネットで外部と接続するのはよくあることなので、これが徹底されていないと、例えば、日本年金機構と同じように標的型のメールが送られてき場合に、思わず添付ファイルを開いた途端に、ファイアーウォールを透過するようなウイルスが入ってしまい、業務共通システムそのものから情報を盗まれるおそれがありますからね。その意味で、評価書のこの部分の記載については、よくできていて、評価して良いと思います。

ところで、話は変わりますが、確認したいのですが、本日、4つの評価書を審議しているのですが、これは、外部業者に頼んで作成してもらったものですか。それとも、すべて市役所内部で作成したものですか。

（金森市政情報室長） 内部で作成しております。

（藤谷委員） 昨年度は、確か、外部業者に依頼して作成したと思うのですが。

（金森市政情報室長） 昨年度は、作成支援委託という形で、市の内部で作成したもののベースに委託業者から助言をいただき、やり取りをしながら完成をさせました。

（藤谷委員） そうしますと、今年の評価書については、各所管課の方々のセキュリティの意識にばらつきがあるようなので、高いレベルで統一していただけないでしょうか。例えば、外部との接続の禁止については、本日の4つの評価書すべてに記載されていませんので、この点は絶対必要ですから、すべての評価書に記載してください。

例の日本年金機構の漏えい事件を受けて、総務省が、緊急対策として、各自治体の情報システム部門の職員を集めて、特定個人情報に係るシステムについては外部と接続しないようにという説明があったと聞いています。

その説明会に千葉市の情報システム課の職員の方は出席されましたか。まずは、その情報が情報システム課の方に届いたのであれば、その情報に基づいて、国民年金を所掌する課がいち早く対応したのだと思いますので、それはとても評価できますので、他のシステムについても同様に統一して記載してください。

（嶋川高齢福祉課長） はい。分かりました。

（藤谷委員） リスク2の「権限のない者によって不正に使用されるリスク」の「特定個人情報の使用の記録」欄の所ですが、ログに関してもただ単に記録するだけではなく、「記録したログについては、一定の期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする」と記載されているのだから、ログのチェックを行うということですから、他のシステムの評価書も統一して記載してください。千葉市の中で統一して行わないと、こちらのシステムではログのチェックまで行っているが、他のシステムではログを記録しているだけというのであれば、結局、千葉市では行っていないということで、低いセキュリティレベルになってしまいます。

それは15ページのリスク3の「従業者が事務外で使用するリスク」の「リスクに対する措置の内容」欄の所で、ログのチェックについては同じレベルに統一してください。

16ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「特定個人情報ファイル

の取扱いの記録」欄の所でも、ログのチェックの記載がありますので評価できます。

その下の「特定個人情報の消去のルール」欄の所ですが、ここでは、これは委託が終了した場ですが、消去に関する規定がありますので、これも評価できます。

それから、19ページの「7. 特定個人情報の保管・消去」の「⑤物理的対策」欄については、これも、よく書かれているので評価できます。また、「⑥技術的対策」欄の所ですが、不正アクセス対策として、「インターネットなどの外部ネットワークと分離し、外部ネットワークからの不正アクセスを防止する」と記載されていますので評価できます。

この点は、日本年金機構で漏えい事件が起こったわけですから、対岸の火事という認識ではよくありません。この教訓を早速取り入れて、最先端の対策に反映させないと、セキュリティはついていけません、ということです。

(鳩川高齢福祉課長) はい。分かりました。

(藤谷委員) 特定個人情報保護評価のスケジュールの要件定義の部分についてですが、まさに、例えば、先ほどの業務システムの所で、端末システムで使用する端末は外部と接続しないということなど、そのようなことを含めて、要件定義中の、要するにシステムの要件の中で、まさに必要要件として、セキュリティ要件として、とても重要なことです。

保護評価での意見をそこに反映させるという意味でも、情報システム課が千葉市全体のイニシアティブをとる必要があります。例えば、市民に対して、これこれこのように行いますと言っていないながら、実際のシステムではそのようになっていなければ、これは問題ですからね。要するに、このシステムの開発、要件定義中の業者に対して、きちんと指示をするよう徹底してください。

(金森市政情報室長) はい。

(稲垣委員) 考え方は、藤谷委員の意見で良いと思いますが、現実な問題として、例えば、これこれこのような要件にした場合に、パソコンを何台ぐらい購入する必要があるなど、予算的な問題などは対応できるのですか。

(多賀谷部会長) そのあたりも気になりますね。

(稲垣委員) 実際、27年10月の番号制度の開始までに間に合うのですか。

(金森市政情報室長) 今回の件については、特に、問題ないかと思えます。

(小林業務改革推進課主査) 今回ご審議いただいているシステムに関しては、もともとインターネットから分けているシステムとなっておりますので、評価書に端末を外部と接続しない旨の記載をしたとしても、それをもって、端末を追加で購入する必要が生じることはありません。

(金森市政情報室長) ただ、評価書への記載については不足していますので、すべてのシステムにおいて外部とは接続していないのにもかかわらず、この評価書には記載して、別の評価書には記載しないのは良くありませんので、この点に対応したいと思います。

(藤谷委員) ひとつ気を付けていただきたいのは、それが各業務アプリケーションの端末と、インターネットに繋がっている端末とが、例えば庁内LANで繋がっているとしたら、結果的に外部と漏れてしまう可能性がありますので、この点も確認してください。

(金森市政情報室長) 分かりました。

(藤谷委員) 日本年金機構の件は、このことが原因で起こったのですからね。

6月初旬に日本年金機構の問題が発覚してから、ある市町村では、6月中旬から外部のインターネットとの接続を止めて、少なくとも今現在まで、外部との接続を切断していると聞いています。千葉市で外部とのインターネット接続をすべて停止するとしたら、業務に大きな支障が生じますよね。それは未然に防ぐための対策を取らなければならない。

(多賀谷部会長) 庁内LANの中で、インターネットに繋がる部分と、内部的にクローズドなシステムとの間で、どのように切り分けをするかという話ですね。一番原始的な方法は、光ファイバーなどで直結して、それ以外のものは物理的に繋げないようにすることです。しかし、実際には、ソフト的に区切るという形でやらざるを得ないと思えます。

(藤谷委員) 今回の日本年金機構のような標的型メールについているウイルスは、ウイルスチェックが結構効かないんです。

(渡辺情報システム課主任主事) 情報システム課の渡辺と申します。今のインターネッ

トのリスクに対する市内のネットワークの整備状況についてご説明します。千葉市は住民記録や税など基幹と言われるような住民情報を扱うシステムにつきましては、もともとインターネット等の外部ネットワークとは分離した基幹系ネットワークというものを持っております。

(多賀谷部会長) つまり、物理的に分離しているわけですね。

(渡辺情報システム課主任主事) はい。技術的なところを申し上げますと、実際には、コスト削減効果とも両立させるために、L3スイッチ等を使いまして、バーチャル(仮想)LANという技術により論理的に分離しております。

(藤谷委員) VPN(仮想専用ネットワーク)ですね。

(渡辺情報システム課主任主事) そうです。VPNのようなイメージですね。それで分割をしておりますので、技術的には両者がまじり合うということはありません。

(藤谷委員) 外部と繋がっていないことが分かるものとして、仮想LANの内容も含めて、構成図のようなものを出していただけませんか。それは、とても重要なことです。外部との接続について、それを徹底すると、実際はとても不便なはずですよ。

(多賀谷部会長) あくまで、バーチャルの話で、仮想専用線網にしているわけですので、不便ではないと思いますよ。

(渡辺情報システム課主任主事) 絵にするというのは、なかなか難しいと思います。

(多賀谷部会長) 仮想ですから、絵にすることは難しいでしょうね。ところで、バーチャルLANの管理は、業者に委託しているのですか。

(渡辺情報システム課主任主事) はい。

(藤谷委員) いずれにせよ、ネットワーク構成図が確認できればと思います。

(鳩川高齢福祉課長) ご指摘受けました件については、言葉の整理等を含めて、持ち帰りまして検討させていただきます。

(多賀谷部会長) 国民年金システム(国民年金に関する事務)については、この辺でよろしいでしょうか。それでは、内容を確認し、評価書の修正をお願いします。

◆介護保険システム(介護保険に関する事務)

(多賀谷部会長) 次に、介護保険システム(介護保険に関する事務)に移りたいと思います。何かご意見ありますか。

(藤谷委員) これは他の評価書とも共通しますが、例えば、3ページの1の「②事務の内容」の所に、「※」(アスタリスク)があって、その後も随所に「※」が記載されているのですが、これはどのような意味があるのですか。

(金森市政情報室長) この「※」は様式上のものとして、この「※」部分の項目につきましては、重要事項ということで、この項目を変更する場合は重要な変更ということになります。これは、国が示した書式として、変更はできないものです。

(藤谷委員) 理由は分かりましたが、そうでしたら、この「※」は何を意味するのかか説明書きをどこかに記載した方が良いでしょうね。そうしないと、一体、何を意味しているのかが分かりませんね。

(金森市政情報室長) 分かりました。

(藤谷委員) 4ページの「システム2」の「業務共通システム」について、「②システムの機能」欄で、セキュリティの部分でアクセスログの管理がありますが、アクセスログの確認まで行うのであれば問題ないと思います。

7ページの「(別添)事務の内容」の所の図表ですが、他の評価書ではシステム関連図が記載されていたかと思うのですが、介護保険システム(介護保険に関する事務)にはないのですか。つまり、介護システムでは、特定個人情報の流れはないということですか。

(多賀谷部会長) 中間サーバーの設計はどうなっているのですか。

(藤谷委員) そのこともありますが、そもそも市民から特定個人情報を入手することはないのですか。また、他の機関から情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報を入手する流れはないのですか。この図表では不足だと思います。

つまり、どこからどのような個人情報がシステムに入力されて、その後、どこからどのようにアウトプットするのか、どことどう連携してデータをやり取りするのか、きちんと分析する必要があります。それは情報の流れですよ。評価書にはリスクについて記載されていますが、様式の順番に沿って記載しているだけであって、きちんと所管課の方がリスクを自らのものとして認識するためには、フロー図が必須となりますので、図表は修正してください。

(多賀谷部会長) 情報提供ネットワークシステムとも接続しているわけですから。

(藤谷委員) おっしゃるとおりです。そのあたりも含めて、図表の記載は不足です。

情報提供ネットワークシステムについてですが、9ページの「3. 特定個人情報の入手・使用」の所で「①入手元」欄と「②入手方法」欄との関係ですが、入手方法として情報提供ネットワークシステムを通じて入手することになっているのに、入手元の中には、本人又は本人の代理人、評価実施機関内の他部署のみとなっています。これであれば、情報提供ネットワークシステムを使う必要はないということになりますよね。一般的に考えれば、他の地方公共団体とか独立行政法人など、他の行政機関から入手するからこそ、その入手方法は、情報提供ネットワークシステムということになるかと思えます。

(多賀谷部会長) 他の市町村から転入した場合を想定しているのではないのでしょうか。

(藤谷委員) もしそうだとしたら、「①入手元」欄の、地方公共団体の所に「○」を記載しなければいけないと思います。

(多賀谷部会長) そうですね。

(藤谷委員) 86ページの「(別添2) 特定個人情報の記録項目」の所も、先ほどの新国民健康保険システム(国民健康保険に関する事務)の所で、ランダム順番にするよう指摘したとおり、同じように確認をお願いします。

次に、90ページの「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「情報保護管理体制の確認」欄の所ですが、「契約時においては、契約業者に個人情報管理責任者を設置させ、個人情報の適正な管理をさせることとするほか、目的外の利用禁止、複製の禁止等の個人情報取扱特記事項を明記した契約書により契約締結している」と記載されていますが、特記事項の中に、例の条例改正や、番号法に基づく4年の罰則の強化、それについてはきちんと明記してください。番号法の罰則が、住民基本台帳法や地方公務員法の罰則よりも、さらに強化している意味を、きちんと各所管課の方がはっきり認識していますよという意味合いですから、わざわざ番号法で罰則を強化している意味が反映されていないです。他の評価書においても見直してください。

同じページの「特定個人情報の提供ルール」欄の所で、「特定個人情報を含む業務を再委託先へ委託をする場合は、契約書において、再委託の必要性、再委託先での情報管理及びセキュリティ管理について検討し、再委託の必要性と管理上の問題がない場合に限り再委託を認めている」と記載されていますが、再委託の必要性について各所管課ごとにばらばらでは意味がありません。再委託の必要性というのは、千葉市の場合にはこういった限定的な場合しか認めませんよという共通の基準を検討してください。先ほどの広域連合についての再委託を行う場合でも、同じように必要になってくるのですが、それとも共通する問題です。実際は、再委託の必要性が本当であって、再委託を認めなければならない場合は、私はレアケースだと思っていますので、極端な話になりますが、千葉市は、特定個人情報に関わる委託については、再委託は認めないと言っても良いぐらいだと思いますよ。そうやってしまうと、様々な問題が生じますので、そうであるなら、再委託の必要性というのを特定個人情報での必要性、漏れた場合のリスクの大きさに照らして、相当限定的に認めるということでも良いかと思えます。例えば、通常の個人情報の場合の再委託の基準と特定個人情報を扱う業務についての再委託の基準に差を設けて、ダブルスタンダードで、基準を厳格にするなど、そのようなこと含めて、まずは基準を明確にすることを、ぜひ提案申し上げたい。

◆議事（２） その他

（多賀谷部会長） それでは、その他、何かございますか。

ところで、この会議が終わった後の流れですが、どのようなスケジュールで進めますか。確か、この会議のあと、市民意見聴取を行いますよね。

（金森市政情報室長） はい。

（多賀谷部会長） 本日、部会から様々な意見や質問がでましたが、これらの意見を踏まえて評価書を修正し、市民意見聴取を行いますよね。

（金森市政情報室長） はい。

（多賀谷部会長） 市民意見聴取の前に、部会を開催するには、時間的に厳しいと思うのですが、いかがしますか。

（藤谷委員） 本日の指摘部分については、この部分をこのように修正しました、という形で、メールを送信していただければ良いかと思えます。

（多賀谷部会長） そうですね。

（金森市政情報室長） 分かりました。今後のスケジュール流れですが、本日8月27日の第5回保護評価部会が終わりましたら、予定では明後日の8月29日から30日間、市民意見聴取を行う予定となっています。次回の10月5日の第6回保護評価部会に間に合うように市民意見聴取をする予定ですので、評価書を修正後、修正した部分を部会委員の皆様へ報告をさせていただきます。また、市民意見聴取後も市民からの意見などを踏まえて、評価書を修正する可能性もあるかと思えます。

（多賀谷部会長） 市民意見聴取は、10月5日の第6回保護評価部会の後に行うのですか。

（金森市政情報室長） いいえ。評価書の修正がありますので、市民意見聴取の開始は遅れるかもしれませんが、少なくとも、10月5日までに市民意見聴取を終える予定です。

（多賀谷部会長） 分かりました。いずれにせよ、市民意見聴取を開始する前までに、修正箇所を部会委員へ報告してください。

（金森市政情報室長） はい。

（多賀谷部会長） よろしいでしょうか。

（異議なし）

（金森市政情報室長） スケジュールの確認ですが、市民意見聴取は、評価書修正してから行うことになろうかと思えます。また、本日いただいた意見のほか、今後、それ以外にもお気づきの点がでてくるかと思えます。9月27日頃までに何かご意見等がございましたら、事務局にご提出いただければと思います。

（多賀谷部会長） 評価書の修正はいついただけるのですか。9月27日より前ですか。

（金森市政情報室長） 市民意見聴取の開始よりも前に送付します。

（多賀谷部会長） 市民意見聴取を開始した後でも、部会委員として、何か意見があれば、提出してよいのですね。

（金森市政情報室長） はい。今回の市民意見聴取を受けて、市民からの意見に基づいて、評価書を修正することも当然、制度上ございますので、市民意見聴取の開始後であっても、何かお気づきの点があれば、ご意見をいただければと思います。

また、議事録の確定につきましては、後日事務局で議事録案を作成しまして、あわせて非公開とすべき部分も検討して明示した上で、委員の皆様にはお送りします。それで、ご意見を頂戴した上で、修正案を作成し、その確定につきましては、部会長さんに一任していただく形をお願いしたいと考えております。

（多賀谷部会長） よろしいでしょうか。

（異議なし）

（多賀谷部会長） 以上をもちまして、第5回特定個人情報保護評価部会を終了します。

（金森市政情報室長） 本日は、慎重にご審議をしていただき、ありがとうございました。今後とも、よろしく願いいたします。

—了—